

診療所開設許可事項一部変更許可申請書

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

住所（法人所在地）

開設者

氏名（法人名・代表者名）

医療法第7条第2項の規定により、下記のとおり診療所開設許可事項の一部変更許可を申請します。

記

I 診療所の概要

1 名称

--

2 所在地

〒	(電話番号)
---	--------

3 開設許可に係る年月日及び番号

年 月 日（群馬県／前橋市 指令 第 号）

4 診療科目

--

5 管理者

住所	
氏名	
免許等	登録年月日： 年 月 日；登録番号：
	臨床研修修了登録証： 年 月 日；登録番号： 交付年月日

II 変更事項

注 変更事項は、1 から 5 までの事項のうち、変更のある事項のみを記載してください。

1 開設の目的及び維持の方法

開設の目的	(変更前)
	(変更後)
維持の方法	(変更前)
	(変更後)

2 従業員定員

(人)

従業員	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他の従業員													合計								
					助産師	看護補助者	栄養士	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	精神保健福祉士	義肢装具士	視能訓練士	臨床工学技士	歯科衛生士		歯科技工士	調理師	事務職員	その他				
変更前																										
変更後																										
差引																										

(付記事項)

現員																										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注 1) 准看護師、診療エックス線技師及び衛生検査技師は、それぞれ看護師、診療放射線技師及び臨床検査技師の欄に計上すること。
 2) 栄養士欄の()には、管理栄養士に係る員数を再掲すること。
 3) 定員及び現員のいずれについても、常勤職員の数に非常勤職員の数をその勤務時間に応じて常勤職員数に換算した数(1未満にあつては1、1以上にあつては小数点以下を切り捨てること。)を加えた値を記載すること。なお、現員は、申請の時点において現に従事する職員について、記載すること。

3 敷地の面積及び平面図

(1) 敷地の面積

敷地地番	面積 (㎡)			変更理由	
	変更前	変更内容			変更後
		除外	編入		
計					

- 注 1) 医療機関が使用するすべての敷地について記載すること。
 2) 面積は小数点以下第2位まで記載すること。

(2) 平面図
別添平面図のとおり

- 注 1) 建物の配置を記入すること。
2) 朱書等により変更部分を明示すること。

4 建物の構造概要及び平面図

(1) 構造概要

建物名	変更前				変更内容	変更後			
	構造	階数	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)		構造	階数	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)

- 注 1) 建物(棟)ごとに記載すること。
2) 建築構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造その他の別を記載すること。
3) 変更内容については、新築、増築、取り壊し、除外等の別を記載すること。
4) 面積は小数点以下第2位まで記載すること。

(2) 構造等変更内訳

建物	階	変更前			変更後		
		用途(室名)	病床数	床面積(m ²)	用途(室名)	病床数	床面積(m ²)

- 注 1) 室を単位として構造、形状、用途等に変更のある部分を記載すること。
2) 用途欄は、病室(305号)、診察室(内科)、処置室(外科)、食堂(談話室兼用)、便所(身障者用)、廊下など、具体的に記載すること。
3) 病床数欄は、室の用途が病室の場合のみ記載すること。
4) 床面積欄は、室の用途が病室、機能訓練室、食堂など、医療法施行規則に面積基準の定めのある場合にあっては内法により測定した面積を、それ以外の場合にあっては壁芯により測定した面積を記載すること。
5) 面積は小数点以下第2位まで記載すること。

(3) 歯科技工室の有無及び構造設備の概要

施設名	変更前		変更後	
	有無	構造設備の概要	有無	構造設備の概要
歯科技工室				

- 注 歯科技工室：主要設備等を記載すること。

(4) 療養病床を有する診療所に設けるべき施設の構造設備の有無及び概要

施設名	変更前		変更後	
	有無	構造設備の概要	有無	構造設備の概要
機能訓練室 食堂 浴室 談話室				

(5) 平面図

別添平面図（立面図を含む。）のとおり

- 注 1) 平面図は、原則として縮尺200分の1以上のものとし、エックス線診察室等に係る放射線防護図については立面図とともに縮尺50分の1以上のものを添付すること。
 2) 変更前及び変更後の平面図（立面図を含む。）の2葉を添付すること。
 3) 変更部分を朱書き等により他と識別できるようにするとともに、変更に係る各室の用途、寸法及び床面積（壁芯）を記載し、かつ、病室にあっては病床数、病床種別（療養、一般）及び床面積（内法）を付記すること。
 4) 病室の病床数、病室の床面積若しくは隣接する廊下の幅について経過措置の適用を受け、又は既に経過措置の適用を受けている部分を変更しようとする場合には、図面上に当該経過措置摘要部分を明示すること。

5 病床数、病床の種別ごとの病床数及び各病室の病床数

(1) 病床種別病床数 (床)

区分	療養	一般	計
変更前	()	()	()
変更後	()	()	()
差引	()	()	()

注 病床数又は床面積に関して経過措置の適用を受けるものの病床数を () 書で再掲すること。

(2) 各病室の病床数（変更箇所のみ）

ア 変更前

建物名	階	病床種別	病室名	病床数	床面積 (m ²)	
					内法	1人当たり

イ 変更後

建物名	階	病床種別	病室名	病床数	床面積 (m ²)	
					内法	1人当たり

- 注 1) 病床種別には、療養、一般の別を記載すること。
 2) 床面積は、小数点以下第2位まで記載すること。

